

議会だより

23年度各会計決算を認定（9月定例会）..... 2

皆さんからの請願・陳情 10

町の課題を問う（一般質問） 12

補正予算を否決（第10回臨時会） 22

所管事務調査報告 23

**安全な米を
出荷します**
(米の全袋検査)



決算を認定!

9月定例会は9月6日から開催され、決算の質疑と決算審査特別委員会での審査に時間を要したことから会期中に2度にわたり会期の延長を行い、最終的に27日までの22日間の日程で開催されました。今回から設置された決算審査特別委員会では、平成23年度に町が発注した設計業務委託について集中的に審査が行われ、公平性を保ち適正に執行するよう指摘がなされました。

一般質問は10人が登壇し、町政全般について当局の考えを質しました。

なお、本定例会からパソコン等を利用して、本会議のライブ中継及び録画配信をインターネットを通じてご覧いただけるようになりました。

決算の質疑

●一般会計

質問

震災対応のために特別交付税が7億円以上も増額になっているのに、4億7千万円も財政調整基金が増えたのはなぜか。十分財源があるのに復興のための事業に取り組みなかったことにならないか。(高橋道弘議員)

答

特別交付税の趣旨を踏まえ、町民の皆様からの要望に的確に対応できるように財政運営を図ってまいります。(古川町長)

質問

設計業務契約の中で、予定価格と同額が非常に近い金額で落札されているケースが多く見受けられる。なぜこのような落札が可能なのか。予定価格等の情報が漏れていることはないか。(遠藤宗弘議員)

答

そのようなことはありません。(古川町長)

質問

予定価格とこれほど近い金額で落札されていることが不自然だと思わないのか。(菅野清一議員)

答

正規の手続きを踏んだ結果であり、

それ以外のものではありません。(町民税務課長)

質問

斎場使用料の具体的な内容。(嶋原利光議員)

答

町外から避難されてきた方4名分の斎場使用料です。(原子力災害対策課長)

●国民健康保険特別会計

質問

国保税の収納率が平成20年度から減少しているのは、退職者被保険者制度が変わったことが原因なのか。(高橋道弘議員)



決算審査の様子(決算審査特別委員会)

答

原発事故による対応としては、問診表による被ばく線量の把握や18歳以下の甲状腺の検査など、県民健康管理調査と一体的に町民の健康管理に努めました。(保健福祉課長)

●介護保険特別会計

質問

介護従事者の処遇改善のために介護報酬が3%引き上げられたが、本当に介護従事者の給与等の改善につながっているのか。(高橋道弘議員)

答

法的な拘束力がなく施設経営者の判断に委ねられていますので、介護従事者の処遇改善につながっていないケースもあるかと思っています。今後は機会を捉えて状況の把握に努めます。(保健福祉課長)

●簡易水道事業特別会計

質問

原発事故に関連してとられた対策やその結果について、成果の概要

23年度各会計

に全く記載されていない。成果の概要を訂正する考えはないか。

(高橋道弘議員)

答

水質検査の実施やその結果等について、成果の概要に記載したいと思っています。(建設水道課長)

●工業団地造成事業特別会計

質問

成果の概要の中の、中山工業団地に関する記述の中で、「ポンプ場の維持管理に努め企業への売却に備えた」とあるが、実際に売却の動きがあるのか。(遠藤宗弘議員)

答

立地企業とは現在も売却について協議中ですが、具体的に売却の話があるわけではありません。(古川町長)

質問

成果の概要に原発災害に関する記述が全くないが、訂正する考えはないのか。

(高橋道弘議員)

答

決算審議の時までに

整理して提出したいと思っています。(産業課長)

●飯坂財産区特別会計

質問

飯坂財産区でGPS機器を購入しようだが、他の財産区と共同で購入すれば有効に活用できるのではないか。

(遠藤宗弘議員)

答

今後、共同購入も検討していきたいと思っています。(総務課長)

●山木屋財産区特別会計

質問

原発災害によって財産区の財産価値が無くなってしまった。この問題についてどういう議論がなされたのか。

(高橋道弘議員)

答

東京電力への賠償について検討していく考えです。(総務課長)

質問

山木屋地区民が避難している中で、財産区の管理も実質的に出来なくなっていると思う。その中で管理委員会を開い

たというがいつ、どのような内容で開いたのか。

(遠藤宗弘議員)

答

電話や文章でのやりとりはしましたが、正式な会議は開催していません。(総務課長)

質問

財産区の地図を作成すると言っていたが、現在の進捗状況は。

(菅野清一議員)

答

決算審査特別委員会の前には提出したいと思っています。(総務課長)

●水道事業会計

質問

一般会計からの補助金を人件費に充当したのか。今までは企業債の償還金に充当していたはず。

(高橋道弘議員)

答

人件費に充当したのは、簡易水道特別会計からのものです。(建設水道課長)

東日本大震災の犠牲者に対し黙祷

発言

昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年半が経過したことを受けて、9月11日の本会議において、犠牲になられた方々に對し黙祷を捧げました。

議事進行

発言

黙祷することについては異論はないが、事前に合意しておくべきではないか。議長先行で物事を進めるのは、議会制民主主義に反すると思う。以後、改めてほしい。

(菅野清一議員)

答

議長の権限で行ったものだが、以後、改める。

(新関善三議長)

発言

黙祷は本会議に入る前の行為であり、議長の職権が及ぶところではないのだから、全議員に諮って、合意のもとに進めるべきだった。勝手に議長は何でもできるのか。

(高橋道弘議員)

答

議員の皆さんに諮らずに黙祷を行ったことについて、深く陳謝する。今後は全ての件について失態のないよう議会運営に努めていく。

(新関善三議長)

発言

正副議長でちゃんと話をして、謝罪するのであれば正式に謝罪してほしい。(遠藤宗弘議員)

答

了解した。正式に文書で謝罪する。

(新関善三議長)

平成24年9月11日
議員各位
川俣町議会議長 新関 善三
議会運営について

本日の会議の進め方については、全員協議会等から進めるべきところを議長の判断で進めてしまいました。

今後は、今回の反省に立ち、議会運営及び会議の進め方について議員各位と相談のうえ、ルールに基づき、手続きを踏まえたうえで取り扱うことといたします。

なお、今後は、明らかに私の非により議会を混乱させた場合は、責任を取り議長の職を辞任いたします。

平成23年度 川俣町各会計決算審査特別委員会審査報告

名 称

平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会

経 過

町議会は、平成22年6月から12月にかけて「議会改革等に関する調査特別委員会」を設置し、効果的・効率的な議会運営や、議会の今後のあるべき姿について調査してきました。

その結果、さまざまな取り組みを行うことが提言されましたが、その中の一つとして決算について集中審議を行うために、特別委員会を設置することにしました。

目 的

全議員が、住民に対し決算について説明責任を果たすために、所属常任委員会の枠にとられず、広範に理解を深め、町政の課題に対応した決算の検証と政策提言を実現すべく設置する。

構 成

14名（議長及び議会選出監査委員を除く全議員）

●委員長 斎藤 博美
●副委員長 菅野 正彦

審査結果

平成23年度川俣町各会計決算13件につき、9月12日から19日までの8日間の日程で審査を予定していましたが、さまざまな課題等が委員から指摘されたほか、質問に対する答弁に手間取り、審査が中断したために、審査日程を9月13日から26日までの14日間に延期して審査を行いました。なお、各課ごとの主な審査概要は次のとおりです。

総 務 課

震災対応のため、町職員の時間外手当の支給について、当初条例違反の支給があり、後に対応したが、災害による混乱の中とはいえ、適正に支給すべきであった。また、役場庁舎基本構想委託業務について、明確な成果品の項目を指示せず発注したことは事務執行上適切とはいえない。

町政要覧を増刷したが、既存の内容に加え、原発災害等の状況を加えることが、現在の川俣町の姿

企画財政課

震災復興のための調査委託について、求める成果品の項目を明確に指示しなかったため、検討委員会に十分に生かされなかった。成果品の收受の際に内容の検収をするシステムを構築するべきである。

各種計画書を作成しているが、一貫性が見受けられず矛盾点も見受けられるので、再点検が必要

原子力災害対策課

国の機関が町内の施設を使用して説明会などを行うとき使用料を徴収すべきであり、免除の対象にはならないものである。

町民税務課

これから原子力災害という未曾有の災害については、今後の様々な対応のために、記録をしっかりと残すことを求めるものである。

山木屋地区の避難された方々の生活支援ほか、補償・賠償への対応をはじめ、町内全域の住民の立場に立った除染作業への対応に全力を傾注して欲しい。

震災により他市町村から避難している人たちが行政サービスに係る費用は被災自治体に交付される地方交付税に含まれているので、在住避難者数に基づき、今後各自治体に請求するべきである。他市町村が川俣町内の土地を取得した場合、課税対象外となることから、自治体同士の協議が必要である。山木屋地区の軽自動車税が免除になっ

ていることは、川俣町独自の避難者への免除措置であり町民への周知を算るべきである。

震災により被災した家屋の解体のための事業実施に当たって、国や県からの通達を熟知し対応するべきところ、適切に取り扱わず議会からの要請により、ようやく取り組んだことは誠に遺憾である。また解体設計発注と工事発注に当たっては、

条例・規則に則り、速やかに執行するべきであるところ、多くの時間を要したことは事務執行上不適切であった。

保健福祉課

原発事故による自主避難者数は、行政サービスの各分野に影響するので、各課の連携を計り、的確に把握しておく必要がある。

高校生以下の児童生徒にガラスバッジやフィルムバッジを配布し測定しているが、その測定値を分析して対処方法に活用するべきである。

高齢者施設の入居待ちが多いが、入居者数を増やす方策を検討するべきである。

国民健康保険税等の滞納者が減少しないが、現在の社会状況をふまえ、税制の改正や個々への福祉的対応を図るシステムが必要である。

産業課

震災関連で町内の産業は大きな打撃を受けたが、それぞれの分野において、直接被害額や利用者の減少などの影響は決算額にかかわらず、今後の事業に生かすため詳細に調査するべきである。

農地山林は放射線により汚染されているので、各種事業の見直しをするべきである。道の駅内施設の活性化のために、運営方法や事業内容の再検討をするべきである。その一つとしておりもの展示館の入館者増のため入館料の廃止も検討するべきである。

人事異動に伴う引継ぎや公文書の整理が十分行われず、あいまいな根拠で会議に報告した事業が見受けられたことは遺憾である。

建設水道課

社会資本整備事業は、町独自に計画書を作成して認定を受ければ、幅広い事業に取り組めるので、

全ての町営住宅へ浴槽を設置することにも取り組めるものである。また、監査委員の意見にあるように、町営住宅使用料の悪質滞納者へは、法的措置も検討するべきである。

水道事業会計については、山木屋地区や他市町村の避難者が水道を利用しているほか、今後除染作業に多量の水を利用する。さらに復興住宅や工場などの誘致を考えたときに給水可能人口を明確に把握し、様々な事業に対応できるよう準備をしておくことが重要である。

こども教育課

児童生徒にガラスバッジを装着させて、放射線量の調査をしたが、その結果について保護者に報告する事はもちろん、どのように対処するかを明確にするべきである。

保育所の運営を民間に委託した成果を精査し、今後の運営に生かすべきである。

震災及び原発災害でこどもの教育には大きな影響があるが、更に決め細やかな対応をしてこどもたちの成長を促して欲しい。

生涯学習課

羽山の森美術館の入館料は条例に規定されているが全て免除されており、震災復興のための活用を考慮して、条例から入館料の削除を検討するべきである。また、おじまふるさと交流館の目的達成のためには、原発災害が収束するまでは柔軟な利用を検討するべきである。

中央公民館の利用については町民に大きな不便をかけており、23年度の利用実績を把握の上仮設の研修室などの設置を検討するべきである。

原発事故による社会教育施設使用料の減少分について、請求の手続きをとるべきである。

会計室

決算は適正に処理された。

議会事務局

議会における震災対応の実績を「成果の概要」に詳細に記録しておくべきである。

まとめ

以上をふまえ、平成23年度の各会計の決算は、災害の混乱の中様々な新規事業に取り組んだが、それらの執行に当たって一貫性がないばかりか、矛盾する事項も見受けられた。その事務執行に当たっては、各職場への指示にも統一性がなく、執行に遅れが見られ、成果品の確認が不十分であったりした。

平成23年度の反省をふまえ、各課等においては事務執行の基本である条例規則等を熟知し、条例規則等に則った事務を執行する上で、更に互いに確認を行うシステムを構築する必要がある。

空前の大震災に対処した職員の努力は並々ならぬものであり、復旧復興に向けて当局は、円滑な事務執行のため職員の指導について更に取り組んで欲しい。またその震災の取り組み実績については、報告書の作成のみならず、各決算の成果の概要においても整理して記録にとどめるべきである。

以上のとおり、事務の執行には規則に沿った統一性がなく行われているところが見受けられ、集中審議の結果、「特定業者の設計委託契約が集中した経過と原因について」と、その「今後の対応について」で、当局では事務執行上の原因を把握し今後の対応を定めたことから、会計上の執行は問題がないため、各会計の決算は認定するべきであると決定した。

平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査日程表

日数	月日(曜)	時 間	審 査 課 等
1	9月13日(木)	13:00～17:03	企画財政課
2	9月14日(金)	10:00～16:58	企画財政課、総務課、原子力災害対策課、会計室、議会事務局
3	9月15日(土)		休会
4	9月16日(日)		休会
5	9月17日(月)		休会(敬老の日)
6	9月18日(火)	10:00～16:50	町民税務課、保健福祉課
7	9月19日(水)	10:00～15:45	産業課
8	9月20日(木)	10:00～15:35	産業課、建設水道課
9	9月21日(金)	10:00～15:08	こども教育課、生涯学習課、企画財政課
10	9月22日(土)		休会
11	9月23日(日)		休会
12	9月24日(月)	10:00～16:59	企画財政課
13	9月25日(火)	10:00～16:10	企画財政課、討論、採決、報告書作成準備
14	9月26日(水)	13:00～13:17	報告書作成

9月定例会

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告

質問 将来負担比率が大幅に低下しているが、その要因は何か。

(高橋道弘議員)

答 22年度と比較して将来負担額が大幅に低下した要因は、借入金が増え、財政調整基金積立金等が増加したためです。

(企画財政課長)

不動産の取得

質問 旧川俣精練敷地の真ん中に民有地があるはずだが、所有者との話し合いはどのように進められたのか。またどう処理

する考えなのか。

(遠藤宗弘議員)

答 お質しの民有地については、町が借地することです。

(企画財政課長)

補正予算の審議

●一般会計

質問 旧川俣精練の解体工事設計業務委託料が計上されているが、どの程度までの解体設計を

しているのか。

(遠藤宗弘議員)

答 町が取得した建物本体と煙突、水槽などの解体撤去についても委託内容に含まれています。

(企画財政課長)

質問 県の事業を活用し

て、地区集会所の和式便所を、洋式化する計画はないか。(高橋道弘議員)

答 県の事業が来年度も継続されるのであれば、対応していきたいと考えます。

(保健福祉課長)

質問 旧川俣精練敷地内にある、民地の借上料が計上されているが、土地の所有者との話し合いは

どうなっているのか。

(嶋原利光議員)

答 土地所有者の方とは

これまで話し合っていますが、今後はより具体的な協議を進めたいと思います。(企画財政課長)

●簡易水道事業特別会計

質問 飯館村が設置した

仮設小学校での、簡易水道の使用水量はどの程度か。

(遠藤宗弘議員)

答 4月から9月までの6ヶ月間の使用量は642m³でした。1ヶ月あたり107m³になります。

(建設水道課長)

●水道事業会計

質問 原発事故に関連して、どのような費用を東京電力に賠償請求しているのか。

(高橋道弘議員)

答 内容をよく精査し、しっかりと請求していきたいと考えます。

(建設水道課長)

質問 既に合意してしま

った部分については請求できないと思うが、出来るというのであればその根拠を示してほしい。

(菅野清一議員)

答 今回の請求は放射線

低減に係る部分のみというところだったので、それ以外の部分については請求できるものと考えています。(建設水道課長)

案 提 員 議

9月定例会における議員提案4件は可決され、
それぞれ関係機関に送付しました。

●東京電力福島第一
原子力発電所事故
を「人災」と認め
責任ある対応を求
める意見書

◇提出者

菅野 正彦議員

◇賛成者

黒沢 敏雄議員
高橋 道也議員

●原子力災害による
財貨物の損害賠償
を求める意見書

◇提出者

高橋 道弘議員

◇賛成者

佐藤喜三郎議員
菅野 清一議員

質問

今までの慣例で言

うと、意見書は所管委員会で十分審議した後に全議員で協議し、全議員が一致した考えのもとに意見書や要望書を出してきた。今回の提案方法は会議規則に則ったものであり誤りではないが、なぜ所管委員会に諮らずに今回のような方法をとったのか。(遠藤宗弘議員)

答
議員が本来持っている発議権に基づいて提案したままでです。
(高橋道弘議員)

質問

今まで守ってきた

約束事が全く活かされなかった。総務委員会にも具体的な話しは何もなかったが、なぜか。
(菅野正彦議員)

答

私はその件には全く関知していないので、答弁できない。
(高橋道弘議員)

●財貨物等の補償・
賠償基準の見直し
を求める意見書

◇提出者

佐藤喜三郎議員

◇賛成者

高橋 道也議員
嶋原 利光議員

質問

今回のような提案の仕方については、どのように考えているのか。
(高橋真一郎議員)

答

先ほどの高橋道弘議

員と同様、議員の提案権に基づいて提案したものであり、全く問題はないと考える。
(佐藤喜三郎議員)

質問

急を要するもの以外は議会の申し合わせを守ってきたし、会議規則に違反しないから良いというのでは無いと思う。

前議長として議会の申し合わせについて、どのように考えているのか。
(黒沢敏雄議員)

答

そのような申し合わせはなかったと思うし、その時々で個別に考えれば良いのではないか。
(佐藤喜三郎議員)

議 事 進 行

発言

当議会は去年改選されてから一度も申し合わせなどしたことがないどこに申し合わせ事項があるのか。あるならば示してほしい。
(高橋道弘議員)

発言

平成19年の改選後に一度協議しただけで、それ以降申し合わせについて協議したことなど一度もないと思う。
(嶋原利光議員)

質問

議員として提案するというのがあれば、文書で行うのが当然ではないか。委員会には文書で提案したのか。
(遠藤宗弘議員)

答

意見書なり要望書を出したいと申し出たが、議会運営委員会で審議されていないので駄目だといわれた。よって文書では出していない。
(菅野清一議員)

◇賛成者

菅野 清一議員
高橋 道弘議員
嶋原 利光議員

●財貨物等の補償・
賠償事務手続きの
改善を求める要望
書

◇提出者

菅野 清一議員



財貨物等の補償・賠償について協議する議員

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め 責任ある対応を求める意見書

去る7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会から東京電力福島原子力発電所事故に関する報告書が提出された。この中で東電や経済産業省原子力安全・保安院などの規制官庁が「意図的な先送りを行った」と踏み込み、「何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことに鑑みれば、事故は明らかに人災」と断じた。このことは、これまで国として事業者である東電と「なれ合いの原子力行政」を推進し、「国が東電の虜になっていた」としてその責任が極めて重大であると断言した。今回の原発事故は、その規模や被害の大きさから歴史上最大で最悪の大規模公害とも言える。よって下記のとおり事故について早急なる対策を求める。

記

- 1 国は、速やかに今回の事故を「人災」と認め、加害者として被災者に対する責任ある対応をとること。
- 2 被災者の一刻も早い生活再建に向け、完全賠償及び健康被害対策に向けて国が主体的に取り組むこと。
- 3 7月20日に発表した被災者に対する賠償 基準を、実態に即した賠償基準に改めること。
- 4 原発プラント事故の早急な収束に向けて取り組みを進めること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内 閣 総 理 大 臣 野田 佳彦 様
経 済 産 業 大 臣 枝野 幸男 様
復 興 大 臣 平野 達男 様
環境大臣・原発事故の収束
及び再発防止担当大臣 細野 豪志 様
文 部 科 学 大 臣 平野 博文 様

福島県伊達郡川俣町議会

原子力災害による財貨物の損害賠償を求める意見書書

政府は、平成23年10月14日付け総税第46号総務省自治税務局資産評価室長「東日本大震災により被害を受けた地方公共団体等における平成24年度の固定資産の評価替えについて」の通達で、原子力災害避難区域の存する市町村の評価替えにあたっては、土地の残価率90%、家屋の損耗残価率70%とすることを周知した。

このことは、原子力災害避難区域の存する市町村の財貨物が、土地は10%、家屋は30%価値が減少したことを政府が認めたことに他ならない。

よって、政府は原子力災害避難区域の存する市町村の財貨物の減少分、土地10%、家屋30%に相当する額を早期に賠償するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内 閣 総 理 大 臣 野田 佳彦 様
文 部 科 学 大 臣 平野 博文 様
経 済 産 業 大 臣 枝野 幸男 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 細野 豪志 様
復 興 大 臣 平野 達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

財貨物等の補償・賠償基準の見直しを求める意見書

原子力損害賠償紛争審査会は、平成24年3月16日「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」を決定した。これを受け、経済産業省が7月20日「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめたことを受け、東京電力は7月24日「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を発表した。

この経済産業省及び東京電力の賠償基準は、双葉郡八町村とは協議したが、当町はじめ避難区域が存する四市町村との協議が一切ないまま決定された。

双葉郡とおなじ避難区域でありながら、被災者の財物補償の基準が当事者である被災民を話し合いの場から排除し、一方的に基準を押しつける政府の手法は絶対に容認できるものではない。

よって、政府においては「当町の山木屋地区住民の財貨物等の補償・賠償基準」について協議する場をただちに設置するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
文部科学大臣 平野 博文 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 細野 豪志 様
復興大臣 平野 達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

財貨物等の補償・賠償事務手続きの改善を求める要望書

原子力損害賠償紛争審査会は、平成24年3月16日「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」を決定した。これを受け、経済産業省が7月20日「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめたことを受け、東京電力は7月24日「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を発表した。

このことにより、東京電力は避難者に対し建物の修繕費用等に係る賠償金の先行支払いの請求書を送付したが、請求者の資格が不動産登記情報となっているため、多くの被災者が対象外であり、すみやかな賠償が困難となっている。

ついては、請求者の資格及び賠償対象物件の確認は町の固定資産課税台帳情報を基準とする改善を、即実行されるよう強く要望する。

平成24年9月27日

東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己 様

福島県伊達郡川俣町議会

皆さんからの請願・陳情

9月定例会に提出された請願・陳情は、請願が3件で陳情は2件でした。それぞれ所管する常任委員会で審査した結果、次のとおり採決されました。

総務文教常任委員会

請願 継続審査

●外部監査制度導入に関する請願書

◆請願者

川俣町大字東福沢字小高屋敷56

高橋 菊彦 外8名

◆紹介議員 佐藤喜三郎

高橋 道弘

質問

継続審査になった理由は何か。

(高橋道弘議員)

答

もつと時間をかけてから検討すべきとのことから継続審査になった。

(菅野正彦議員)

質問

委員会の中でどういう議論があつて、時

間が必要だという結論になったのか。今の答えでは私が請願者に対して説明できない。

(佐藤喜三郎議員)

質問

外部監査制度導入については、そのメリットとデメリットについて、もう少し時間をかけて審査すべきとの結論に至った。

(菅野正彦議員)

議事進行

今の菅野正彦議員の答弁では全く質問の答えになっていない。もう一度よく精査してから答弁してもらいたい。

(高橋道也議員)

討論

変えられるのか。委員長報告に不満であれば、それは採決で結論を出すしかないと思う。

(遠藤宗弘議員)

反対者 外部監査制度にデメリットなどないと思う。早急に導入し、住民と行政の信頼関係を保つべきであると思うので、継続審査には反対する。

(高橋道弘議員)

今の説明では全く納得できないので継続審査には反対する。

(佐藤喜三郎議員)

採決

採決の結果、賛成多数で継続審査になりました。

賛成した議員

高橋 真一郎

菅野 意美子

菅野 正彦

黒沢 敏雄

五十嵐 謙吉

石河 清弘

遠藤 宗弘

斎藤 博美

以上8人

反対した議員

村上 源吉

高橋 道弘

嶋原 利光

高橋 道也

菅野 清一

佐藤 喜三郎

高野 善兵衛

以上7人

請願 採択

●消火栓増設請願書

◆請願者

川俣町大字東清水

2914

31区区长

酒井 良一 外8名

◆紹介議員

嶋原 利光

村上 源吉

高橋 道也

高橋 道弘

陳情 不採択

●地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

◆陳情者

新潟県村上市

三之町1-1

全国森林環境税創設促進議員連盟

板垣 一徳

陳情 採択

●山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書

◆陳情者

福島市岡部字

前田137-1

福島県北森林組合

代表理事組合長

渡辺 恒雄

福島市中町5-18

福島県森林組合連合会

代表理事会長

国井 常夫

産業建設常任委員会

請願 採択

●町道明道山・長畑山線の改良と字長田地内法定外道路の町道認定に関する請願書

◆請願者

川俣町大字西福沢字

長田8

菅野 茂永 外3名

◆紹介議員

高橋 道弘

高橋 道也

9 月 定 例 会 審 議 結 果

(平成24年9月6日～27日)

議 案	件 名	審 議 結 果
第46号	不動産の取得について	可決（全会一致）
第47号	川俣町暴力団排除条例の一部を改正する条例	可決（全会一致）
第48号	川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決（全会一致）
第49号	平成23年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第50号	平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第51号	平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第52号	平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第53号	平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第54号	平成23年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第55号	平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第56号	平成23年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第57号	平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第58号	平成23年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第59号	平成23年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第60号	平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定（全会一致）
第61号	平成23年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	認定（全会一致）
第62号	平成24年度川俣町一般会計補正予算（第4号）	可決（全会一致）
第63号	平成24年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決（全会一致）
第64号	平成24年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第65号	平成24年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第66号	平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第67号	平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
第68号	ファンズ中丁店解体工事請負契約の締結について	可決（全会一致）